

令和5年度

富里市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

富里市監査委員

富 監 第 1 9 号
令和 6 年 8 月 2 0 日

富里市長 五十嵐 博文 様

富里市監査委員 阿 部 ますみ
富里市監査委員 戸 村 喜一郎

令和 5 年度富里市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項
の規定により審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金
不足比率を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度富里市財政健全化判断比率審査意見書

富里市監査基準に準拠して、審査を実施した。

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月20日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、富里市監査基準に準拠のうえ実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

単位：（％）

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	—	13.28	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	18.28	30.00
③実質公債費比率	6.8	7.1	25.0	35.0
④将来負担比率	—	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字の場合、「—」で表示している。

※ 将来負担比率は算定結果がマイナスの場合、「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

当該比率は、一般会計等（普通会計相当）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、令和5年度決算の一般会計等の実質収支額は、5億9,178万1千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

そのため、前年度と同様に実質赤字比率は発生しない。

(2) 連結実質赤字比率について

当該比率は、全会計（公営企業を含む。）を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、令和５年度決算の全会計の実質収支額及び資金剰余額の合計は、17 億 8,493 万 9 千円の黒字となり、連結実質赤字額が生じていない。

そのため、前年度と同様に連結実質赤字比率は発生しない。

(3) 実質公債費比率について

当該比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、当年度の比率は、令和３年度から令和５年度までの単年度の実質公債費比率３か年分を平均したものである。

算定値は 6.8%で、早期健全化基準である 25.0%を下回っており、前年度と比較すると 0.3 ポイント減少している。

(4) 将来負担比率について

当該比率は、公営企業や出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債合計の標準財政規模に対する比率である。

令和５年度決算は、算定結果がマイナスのため、「－」の表示となっている。

令和5年度富里市資金不足比率審査意見書

富里市監査基準に準拠して、審査を実施した。

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月20日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

単位: (%)

会 計 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計 (法適用企業)	—	—	20.0
下水道事業会計 (法適用企業)	—	—	20.0

※ 「—」は資金に不足額がないことを表す。

当該比率は、公営企業会計（地方公営企業法非適用事業を含む。）ごとの資金の不足額が、事業規模に占める割合を表す比率で、一般会計の実質赤字に相当するものとして算定するものである。

本市では、水道事業会計、下水道事業会計があり、いずれも資金剰余の状態、資金不足額が生じていないため、前年度と同様に資金不足比率は発生しない。